昭和六十二年政令第五十号

社に関する法律施行令 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会

号)第五条第二項及び附則第七条第三項の規定に 式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八 基づき、この政令を制定する。 内閣は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株

(代わり社債券の発行)

有鉄道が同項に規定する北海道旅客会社等に対第二条 法附則第七条第一項の規定により日本国 状を徴するものとする。 の支払をしたときは、当該保証人)に対し補て 社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子 又は利子の支払金額に相当する金額を会社(会 当と認める者がその償還金額若しくは買入価額 子の支払をしたときは会社及びその保証人が適 当該失われた社債券に附属する利札について利 をし、若しくは消却のための買入れをし、又は は、会社は、当該失われた社債券について償還 ならない。この場合において、必要があるとき つた者に失つたことの証拠を提出させなければ 債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失 には、会社が適当と認める者に当該失われた社 法第五条第二項の代わり社債券を発行する場合 う。) は、社債券を失つた者に交付するために 条第三項に規定する会社(以下「会社」とい 会社に関する法律(以下「法」という。)第一 して負担する債務の償還及び当該債務に係る利 んすることとなることが確実と認められる保証 (経営安定基金に係る債務等の償還等) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式

により行うものとし、当該半年賦金の支払期限 期間中の利子については、半年賦支払の方法) セントとする元利均等半年賦支払の方法(据置 十年、据置期間を二年及び利率を年七・三パー 子の支払は、償還期間(据置期間を含む。)を 毎年度、九月三十日又は三月三十一日とす

金の支払期限は、昭和六十二年九月三十日又は等支払の方法により行うものとし、当該半年賦均債務の償還は、償還期間を一年とする半年賦均道が同項に規定する旅客会社に対して負担する 昭和六十三年三月三十一日とする。この場合に 法附則第七条第二項の規定により日本国有鉄 当該債務に係る利子は生じないものとす

2

附 則

> この政令は、公布の日から施行する。 (平成一八年四月二六日政令第一

八 一 号 則

(施行期日)

|第一条 この政令は、会社法の施行の日 八年五月一日)から施行する。 (平成十